

# 文武大嘗宮論

岩永 省三

九州大学総合研究博物館専門研究員：〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1  
rocksrk@yahoo.co.jp

**要旨**：藤原宮朝堂院における文武天皇の大嘗宮の位置について新たな仮説を提示する。まず平城宮東区朝堂院内における元正大嘗宮の位置決め原則を見出し、それを藤原宮朝堂院に適用する方法を採る。平城宮における元正大嘗宮の位置決めにあたっては、持統から元正に至る皇位継承過程を背景としており、藤原宮における文武大嘗宮の位置の決定にあたっては、舒明から持統に至る皇位継承過程を背景としており、どちらにおいても、即位する天皇の王統上の位置づけと天皇位継承の正統性の表現などの政治的意図が存在することを解明する。

**キーワード**：大嘗宮、大嘗祭、持統天皇、文武天皇、舒明天皇

## はじめに

大嘗祭は、天皇即位後に実施される最初の新嘗祭であり、天皇就任に伴う祭儀の一環である。大嘗祭は、律令国家による全国支配を正当化する政治的意図が強く反映された祭儀であり、7世紀後半における国家機構の急速な整備と並行して、天孫降臨神話・国譲り神話などの体系化を前提に、新たに創出されたとみられ、神話と儀礼の平行な形成が想定できる。大嘗祭で用いられ、儀式の終了と共に撤去された仮設の建物群が大嘗宮であり、儀礼執行の場とその形成・整備過程が、大嘗宮遺構の変遷として考古学的にも物証を持って把握できる点は、まさしく稀有な例である。<sup>1</sup>

古代の大嘗宮の構造については、『儀式』や『延喜式』などの記載から推定されてきたが（関野1939, 池1983）、あくまで平安時代の記録であり、どのような過程を経て儀礼やそれを挙行する場が整備されてきたのかは長らく不明であった。しかし、平城宮で元正・聖武・淳仁・称徳・光仁・桓武の5天皇の即位に伴う大嘗宮が発見され、奈良時代における大嘗宮の構造と変化が判明した（岩永2006a・2006b・2010）。大嘗宮の成立経緯の解明のためには、平城宮を遡る藤原宮・飛鳥浄御原宮における大嘗

宮遺構の解明が渴望されるため、筆者は2010年に藤原宮における文武・元明大嘗宮の在り方について検討したことがある（岩永2010）。しかし、その際に出した仮説はその後の発掘調査で棄却された。そこで、藤原宮朝堂院内<sup>2</sup>における文武・元明大嘗宮のあり方について、新たな仮説を提示することを試みることにした。

そのために、まず平城宮朝堂院内における大嘗宮の位置決め原則を見出し、それを藤原宮朝堂院に適用する方法を採る。平城宮における元正大嘗宮の位置決めにあたっては、持統から元正に至る皇位継承過程を背景としており、藤原宮における文武大嘗宮の位置決めにあたっては、舒明から持統に至る皇位継承過程を背景としており、どちらにおいても、即位する天皇の王統上の位置づけと天皇位継承の正統性の表現などの政治的意図が存在することを解明することにした。

## 1. 平城宮の大嘗宮の再検討

1984年以降、奈良国立文化財研究所（独法化後は奈良文化財研究所。以下、奈文研と略す）の調査によって、平城宮の東区朝堂院朝庭部で5時期（奈文研1985・1986、

上野1993), 西区朝堂院朝庭部で1時期(奈文研2005)の大嘗宮遺構が検出され、奈良時代の大嘗宮の構造と時間的変化が細部に至るまで判明し、『儀式』『延喜式』に基づいて推定されてきた平安時代の大嘗宮との細かい比較も可能となった点で、宮廷儀礼の研究上画期的な発見となった。

大嘗宮本体の基本的な建物配置は、平安時代と大差なく、東西180～210尺前後、南北130～150尺前後の長方形区画を宮垣で囲い、内部を東西に二分して東半分を悠紀院、西半分を主基院とし、それぞれに南北棟の正殿、東西棟の膳屋・白屋、御厠などを配し、膳屋・白屋をさらに垣で囲う。

平城宮の6時期の大嘗宮を、奈文研での呼称にならって、古い順に東区01期・東区02期・東区A期・中央区・東区B期・東区C期と呼ぶ。東区A～C期の前に、東区01・02期があるのは、1984年に最初に大嘗宮と認識されA期と命名された遺構より古い01・02期大嘗宮が、1993年にはじめて認識されたという経緯による。

これらの大嘗宮遺構に関わる調査成果は、いまだに概報しか公表されていないが、大嘗宮本体については、同時期の建物の組み合わせや天皇比定(01-元正, 02-聖武, A-淳仁, 西区-称徳, B-光仁, C-桓武)についてほぼ確定しているとみなせるので、私は「大嘗宮移動論」で若干の検討を行った(岩永2006a)。そこでは朝堂院朝庭における大嘗宮の位置の変化を律する原則を見出した。そして、一見不可思議な移動を取って行った理由についての作業仮説を提示し、文献史学・神話学の成果を参照しつつ、大嘗宮に現われたさまざまな事象を統一的に説明する論理を検討した。

### A. 大嘗宮の移動方式

平城宮東区朝堂院内における大嘗宮建設地の移動(ずれ)には重大な意味が隠されていた(岩永2006a)。すなわち、元正・聖武・淳仁・光仁の4代の大嘗宮は、大嘗祭が新たに举行されるたびに意図的に南へずらされ、特に正殿の悠紀殿・主基殿を前回と重複しないように桁行長である40尺ずつ移動させている。そのような不可思議な原則を(桓武を除いて)遵守しようとした理由は、歴代の天皇が皆、天神御子として地上世界を支配する正統性を獲得するために、時間を原初に戻し太古の混沌の中からあらたに代を創め、モータルな存在としての王が

世々交代することによって王権を永遠化することを象徴するために、既設の施設を用いずに大嘗祭のたびに黒木造りに草葺の「原始的」殿舎を設け、そのつど最初のこととして演出する必要があったからと推定でき、正殿は過去の記録に基づいて前回の正殿位置を現場で確認し、重複しないように細心の注意を払って「新たな」場所に設けることが不可欠だったのである。正殿以外の部分は先代の大嘗宮と重複するが、正殿だけは重複させない。しかし桓武が光仁大嘗宮の位置をほとんど踏襲して重複させたため、<sup>3</sup>大嘗宮の南進は朝堂第二堂南妻位置で停止してしまっただけで、平安宮での状況を遺構で確認することはできないが、『貞観儀式』などの記載では「朝堂第二殿前」とされている。その位置が平城天皇の大嘗宮から固定していたとすれば、その理由は桓武大嘗宮の位置を先例として踏襲した以外に考えられず、他に「朝堂第二殿前」であることの合理的説明は不可能である。つまり『儀式』や『延喜式』が記す大嘗宮は、動くべき大嘗宮が動きを止め化石化した姿であった。こうした形式化は、平安初期が天皇の権能と支配の神話的正当化を背後に退け、氏族制的・神話的要素を色濃く残す従前の支配者集団の統合秩序を転換した時期(大隈2001)であることと対応している。

### B. 元正大嘗宮の位置決め原則

平城宮における初期大嘗宮である元正大嘗宮(01期)と聖武大嘗宮(02期)は、正殿・膳屋の規模(桁行40尺)と位置関係(膳屋が大嘗宮中軸線と40尺離れ、膳屋と正殿が40尺離れる)がまったく等しい。建物と宮垣の位置関係が多少異なるが、藤原宮時代のプランが維持・継承された可能性が強いと考える。

元正大嘗宮の朝堂院朝庭における位置決め方法を推定する(図1)。

元正大嘗宮北面宮垣と大極殿院下層南門SB11210基壇との間には46mほどの空閑地があり、この空間に元正大嘗宮に伴う廻立殿が設けられた可能性は乏しいと考える。<sup>4</sup>わざわざ必要以上に広い空閑地を設けた理由があったと思われる。

Aで述べたように、平城宮では即位した天皇の大嘗宮を設ける際に、一代前の天皇の大嘗宮正殿と重複しないように40尺南へずらして正殿を設ける原則があった。この原則を元正大嘗宮にあてはめれば、元正に先立つ天皇

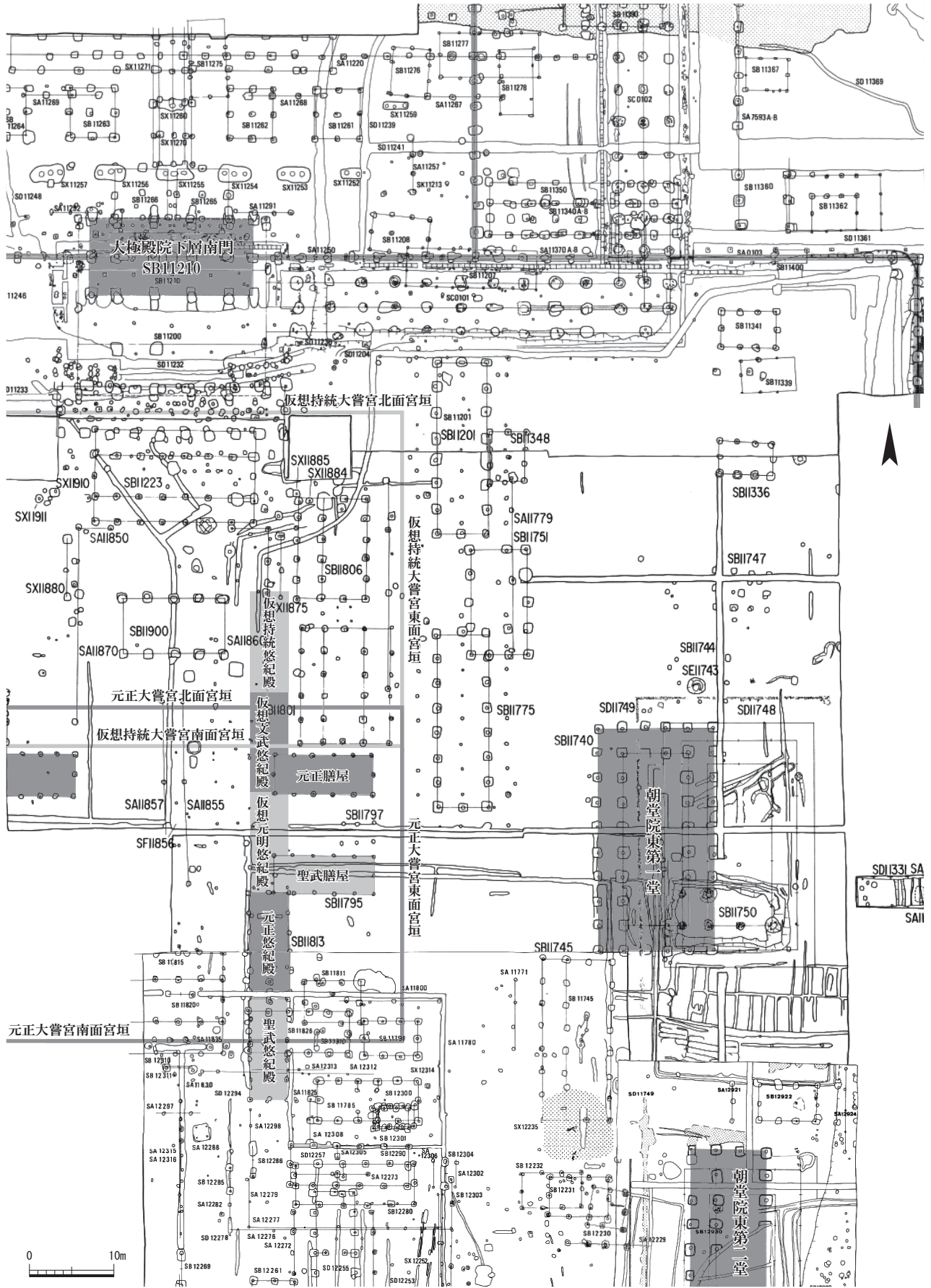


図1 平城宮東区朝堂院における元正大嘗宮の位置決め

の大嘗宮を仮想的に設けるために元正大嘗宮の北側に空間が確保されたと見ることができる。では何代分だろうか。

元正大嘗宮の場合、正殿の北80尺に北面宮垣があるので、大嘗宮正殿の40尺移動原則を逆転させ、北面宮垣を40尺ずつ北に異動させると、3回分すなわち元正に先立つ元明・文武・持統分の大嘗宮が収まる空間を、大極殿院下層南門SB11210の南側に取れることになる。もう一代、天武分まで北上させると、大嘗宮の北半部がSB11210の基壇から南へ向かって下がる斜面<sup>5</sup>に掛かってしまい、北面宮垣がSB11210の基壇にぶつかってしまうから、SB11210南側の斜面を外れた平坦面に「持統大嘗宮」<sup>6</sup>を取め得る空間をまず取って、その正殿から3代分南へ120尺下った位置に元正大嘗宮正殿を設けたと推定できる。

では、なぜ持統・文武・元明という3代の天皇の「仮想大嘗宮」を元正大嘗宮の北方に想定する必要があったのだろうか。<sup>7</sup>持統から元正に至る皇位継承過程を辿ってみよう。

### C. 持統から元正に至る皇位継承過程

#### ◎持統

天武の死去に伴い「臨朝称制」を開始した持統は、皇太子草壁（天武10年（681）立太子）を即位させるべく、まず大津皇子を排除した。しかし、草壁が即位できぬまま早世（持統3年（689））したため、草壁の子・珂瑠王を後継者に据えようとした。しかし、珂瑠王はまだ7歳であったから、持統4年（690）に自ら即位して珂瑠王の成人を待つこととした。その間、自分以外のキサキを母とする天武の皇子で即位の資格を有す者（成人しており生母の地位が高い）を掣肘し即位を阻止するとともに、天武が手掛けた事業の継承を遂行することにしたとみられる。

持統は草壁の死の直後に浄御原令を施行し（持統3年（689））、それに基づいて庚寅年籍を作成した。天武の長子ながら地方豪族を母とし皇位継承の候補になりがたい高市皇子を太政官首班に据え、自らの政治の補佐をさせた。天武が途中まで進めていた「新益京」の造営を引き継ぎ、京と宮を完成させて持統8年（694）に遷都した。

#### ◎文武立太子・即位

持統は即位後、高市を重用しつつ皇太子を立てなかった。しかし高市が持統10年（696）に亡くなると皇嗣決

定会議を開催して嫡系父子継承を正当化したうえで<sup>8</sup>、持統11年（697）に15歳の珂瑠王を立太子させ、直後に生前譲位して即位させ（文武天皇）、自身は最初の太上天皇となり、経験不足の文武を後見して「共同統治」（倉本2009）した。

#### ◎文武の後継者

強引に文武を即位させはしたものの、持統にとっての問題は文武の皇位継承者であった。

文武の即位直後にキサキとなったのは藤原宮子・紀竈門娘・石川刀子娘であり、宮子が首皇子を生み、刀子娘が広成を生んだが、彼らは生母が皇族ではないという難点があった。

他方、文武の後宮には天智の皇女も天武の皇女も入らなかった。<sup>9</sup>すでに死亡しているか結婚している者が多く、残りの泉（天智皇女）、託基（天武皇女）、田形（天武皇女）は伊勢斎宮となって都を離れてしまったからである。皇女が文武後宮に入らなかったのは、宮子より地位が高い皇女所生の文武皇子の誕生を避けるためとみられ、「持統の深謀の可能性」と見る説（倉本2009）があるが、持統と深く結びつき藤原宮子を母とする首皇子の立太子と即位を狙う藤原不比等の策謀・術策の方を重視するべきであろう。

#### ◎文武死去－元明即位

結局、文武は皇子をごくわずかしか残せないまま慶雲4年（707）に死去した。しかも文武死去の時点で首皇子が、舎人親王・新田部親王を差し置いて即位できる年齢でもなかった。そこで、文武の母・阿閉内親王（天智の娘、持統の異母妹、草壁の妃）が、前皇后ではなかったが即位した（元明）。<sup>10</sup>

しかし、元明の即位は必ずしも一致して推戴されたわけではなかったようで（渡辺2001）、即位の正当化根拠として、文武の即位が、天智が定めた「不改常典」に則ったことを述べたうえで、その文武の遺志に基づくことを持ち出して即位を正当化しようとした。

#### ◎文武の皇子－首皇子

元明は首親王の即位までの中継ぎとして即位したが、持統－文武－文武の皇子への直系継承路線は持統のみの意向ではなかった。藤原不比等は持統朝に頭角を現し、文武朝に権力を確立した。不比等と賀茂比売との間に生まれた宮子を珂瑠皇子に嫁がせ、宮子が生んだ首親王には、不比等と県犬養橘三千代との間に生まれた安宿媛を

嫁がせ、天皇家との間に強固な婚姻関係—ミウチ的結合を築いて権力核を形成したうえで、首親王の即位を画策し外戚化を目指した。

しかし、首皇子の即位の実現のためには難点があった。首は母・宮子が皇族ではなく、過去に母が皇族でない天皇の例が無かったことから、即位を良しとしない勢力があり、大きな抵抗が予測された。<sup>11</sup>

文武の皇子は首皇子のみではなかった可能性がある(角田1985)。文武のキサキに皇族はいないため、キサキの一人で、高い血縁的尊貴性を有した嬪・石川刀子娘(蘇我氏の一員で不比等・武智麻呂・房前ともミウチ関係にある)と刀根子が産んだ広成・広世皇子が、首皇子の強力なライバルとなる。刀根子は和銅6年(713)に嬪から貶黜され、広成・広世皇子は皇籍を剥奪された。その黒幕は不比等と妻の県犬養三千代であったとする説がある(角田1985)。首皇子の立太子への障害を除去したことになり、その翌年の和銅7年(714)に首皇子は立太子した。

石川刀根子と広成が排除された背景として、蘇我氏の女性が生んだ男子が血縁的尊貴性を獲得できるという認識が、律令制の時代に至っても、旧守的氏族層や皇親の間に残存しており、藤原氏が生んだ皇子(首皇子)と、蘇我氏が生んだ皇子がいる場合、前者を推す者ばかりではなく、蘇我氏の血を濃く引く天皇家の女系皇族が、どちらの皇子に強いミウチ意識を抱いていたかは一概に論じられない(倉本2017)。文武—首皇子への直系皇位継承路線と、蘇我系皇族への皇位継承を模索する路線との間に微妙な雰囲気が生じていた中で、不比等と三千代が、もっとも蘇我氏の血が濃かった広成皇子を排除したことによって、首皇子の擁立を急ぐ勢力と、他の蘇我系王族の擁立を視野に入れる勢力との綱引きが始まった(倉本2017)。

### ◎元正即位とその事情

広成皇子排除の翌年の和銅7年(714)に、首皇子は皇太子になった。しかし、文武が即位した年齢と同じ15歳になっても即位は見送られ、文武の同母姉の氷高皇女が元明から譲位されて即位した(元正)。ここで首の即位が見送られた事情については諸説ある。

文武の死後、元明が8年間在位し、首が元服したにも関わらず、首にではなく氷高に譲位した理由は何か。首の即位を望まぬ勢力もいる中で、母・宮子が皇族でない

首の即位を正当化するために、氷高が首の養母として即位し、首に皇位を安全に伝えるため(渡辺2001)、あるいは、首の養母となっていた氷高を即位させることで権力基盤の弱い氷高に譲位後の地位を保証し、首の強力な後援とする意味があった(東野1998)、氷高をまず皇位に付け、首に譲位した後に太上天皇として後見させるため、および、首には母が皇女でない弱みがあるため、皇太子としての経験を積ませ王族・貴族の幅広い合意を形作ろうとした(吉川2011a)、などの説がある。

これらはいずれも、氷高が首皇太子のための中継ぎであったとみなす説だが、<sup>12</sup>長屋王邸に即位の可能性がある王たちが複数存在していることから、首皇太子のためだけの中継ぎであったのか疑問を呈する説もある(倉本1998)。

元明が氷高に譲位して首の即位を見送ったのは、以上の事情に加えて、当時の政治情勢が関わる。首のライバルである蘇我系皇族とそれを支持する勢力がいた。文武朝には、天武の皇子の中にも皇位継承権を主張しうる舎人・新田部両親王が残っていたが、いったん天武二世王である珂瑠(文武)の世代まで降りてきた皇位がふたたび天武皇子の世代に遡るのは考えにくく、天武二世王世代の中で長屋王が皇位継承の有力候補となり(倉本1998)、首皇子の最大のライバルと見なされていくとする説(坂上2011)がある。

長屋王は、高市皇子が父、御名部皇女(元明の姉)が母であり、吉備内親王を妻とし、母と妻が藤原氏である首皇子に比して血筋が優れているし、長屋王自身が天武二世王の中で皇位継承の有力候補であった(倉本1998)。<sup>13</sup>さらに、長屋王は蘇我系皇族腹・蘇我氏腹の皇親を複数抱えており、長屋王が大寶4年(704)に叙位されて皇位継承候補者から外されると(渡辺2001)、長屋王家の皇親が皇位継承有資格者として浮上した。特に、吉備内親王(文武・元正のキョウダイ)との間には皇子が3人おり、彼らを支持し首皇太子の即位を望まぬ勢力もいる中で元正が即位したのは、首の即位を強行するのが憚られたという事情がある。

首皇子は臣下(藤原宮子)を母とし、首の配偶者は藤原安宿媛と県犬養広刀自であるから、首や首の子が即位すれば、非皇族を母とする天皇が続くこととなるとともに、天皇家の母方氏族に藤原氏が続くことになる。それらの事態を避けたい勢力が氏族層内部や天皇家周囲に蔽

然と存在し、血縁的な尊貴性がまだ認められていた蘇我氏の血を濃く引く皇族（長屋王、吉備と長屋王との間に生まれた膳夫王・葛木王・鉤取王、長屋王と石川夫人との間に生まれた桑田王）への皇位継承を模索する路線も存在した（倉本1998）ことは、軽い評価で済ますわけにはいかない。<sup>14</sup>

養老5年（721）に元明太上天皇が死去し、神亀元年（724）に元正が讓位し首が即位した（聖武）。「聖武即位にいたる歴史は、やはり直系皇位継承を基本とし、女性の天皇・太上天皇が支えるというもの」であり、「現実の古代政治はかくも単純明快な論理で動いていた」とする説があるが（吉川2011 a）、それを是とする人々と研究者にとっては「単純明快」であっても、そうでない人々にとっては単純でも明快でもなく予定調和的に見える歴史の結果から、別ベクトルの政治的動向を軽視するべきではなからう。

聖武—聖武の子という直系皇位継承は、共に生母が非皇族であるとともに、天皇の母方親族＝外戚が藤原氏に固定する事であり、大化前代以来の有力氏族にとっては到底容認しがたく、天武の皇子による兄弟継承が現実的ではなくなった後にも、天武系二世王の即位を狙う策謀の連鎖を引き起こした。

元正即位後の情勢にも言及したが、このように、文武没後に、まだ何人も生存する天武系皇親（皇位継承権を持った皇親）とそれを担ぎ出そうとする諸氏族への対抗策のため、文武の母・元明、続いて文武の同母姉・元正が即位して繋いだ。つまり、この間、皇統は、現実には権力核を構成していた勢力にとっては、天武系としてではなく、持統系を強く意識して継承が図られたと言えよう（倉本1998）。そこで平城宮最初の元正の大嘗宮を位置決めするに当たり、わざわざ元正に先立つ持統系3代分（持統・文武・元明）を空け、皇統を示し皇位継承の正統性を表現したと考えられないであろうか。

## 2. 藤原宮の大嘗宮の再検討

藤原宮では、文武天皇・元明天皇の大嘗祭が行なわれた。両者の大嘗宮はともに未発見である。挙行された場所が朝堂院であるのか否かも定かではない。しかし、平城宮では、称徳が「西宮」を用いたのを除けば、東区朝

堂院で行われていることから、藤原宮でも朝堂院を用いたと仮定し、朝堂院内のどこにあるのかを検討しよう。

後述するように、大極殿院南門階段から南へ85mの範囲では大嘗宮は発見されていない。今後、朝庭部の発掘調査が南下して実際に文武・元明大嘗宮が発見されてから、構造や位置の決定法について検討するのが順当かもしれない。しかし、現時点において、朝庭部に存在する場合には、どのあたりにありそうなのか、検証すべき仮説を提示し、来るべき調査に備えておくことも無駄ではあるまい。

### A. 藤原宮朝堂院朝庭部の調査

まず、現在までの藤原宮朝堂院朝庭部の調査成果はどうなっているのか確認しておく。2008年の第153次調査で朝庭北端部が調査され、宝幢遺構 SX10760・10765～16767と幢竿支柱列 SX10770～10778が検出された。奈文研2009）2010年4月～2011年1月の第163次調査（奈文研2011）で第153次調査区の南隣、2011年の第169次調査（奈文研2012）で第163次調査区の南隣が調査され、大嘗宮遺構が存在しないことが確認された。その後、南進策は中断されたようで、2012年の第174次調査（奈文研2013）、2013～2014年の第179次調査（奈文研2014）で、第153次調査区の東隣（朝庭東北隅部）が調査された後、調査は朝堂区画から大極殿院内に転じた。第182次調査（奈文研2015）・186次調査（奈文研2016）で大極殿院南門と大極殿の間が調査され、大極殿前面に7基の旗竿遺構が存在しないことが確認され、その成果を受け2016年の第189次調査（奈文研2017）で再度朝庭部に戻り、第153次の西隣が調査された。

大嘗宮については、第163次調査の途中段階の2010年7月に、報道発表（奈文研2010b）・現地説明会がなされ、40基以上の「柱穴」が大嘗宮の「宮垣」「中籬」「中垣」「北門」「小門」「膳屋」に比定された。しかしその後、11月に入りそれら「柱穴」が事実誤認と発表され、大嘗宮は「幻」となってしまった。

岩永は2010年に、平城宮で最初の大嘗宮である元正大嘗宮の位置に、藤原宮時代のプランが維持・継承された可能性が強いと考えて、文武大嘗宮・元明大嘗宮の位置を推定した（岩永2010）。それは、平城宮における大極殿院南門基壇と元正大嘗宮北面宮垣との距離46.4mに何らかの意味が有り、藤原宮朝堂院における文武大嘗宮の

位置を踏襲したと考え、元明大嘗宮は文武大嘗宮を40尺南にずらせたと判断したことによる。そして、大極殿院南門から大嘗宮までの距離が、藤原宮と平城宮とで同じであったと仮定して、元正大嘗宮・聖武大嘗宮の平面プランを藤原宮の朝庭に置き、文武大嘗宮・元明大嘗宮の位置を推定してみた。

しかし、上述したように第163次調査地は、大極殿院南門から約60～85mの位置であったが、大嘗宮は発見されなかった(奈文研2011)。<sup>15</sup>したがって、結果的に筆者の推定も棄却された。

さらに、第163次調査区の南隣に設定された第169次調査区でも大嘗宮は発見されなかった(奈文研2012)。第169次調査区の南端は東第二堂の北から2間目くらいまで及んでいるから、この位置まで大嘗宮は全く存在しないことになる。したがって、文武大嘗宮・元明大嘗宮は、朝堂区画内に存在するならそれ以南、或いは朝堂区画外の別の場所にあったことになる。したがって学問的課題としてそれらの探索が必要である状況は現在でも全く変わりはない。<sup>16</sup>

## B. 文武即位に至る皇統の形成

藤原宮朝堂院内における文武大嘗宮の位置を推定するに当たり、文武の即位に至る非蘇我系王統の形成と、その内部での嫡流の析出過程を確認しておく。<sup>17</sup>

### ◎敏達大王から舒明大王まで一蘇我系王統と非蘇我系王統

欽明は、大王家出身のキサキと蘇我氏出身のキサキの両方から後継者を儲け、非蘇我系嫡流と蘇我系嫡流を創出した。<sup>18</sup>欽明の王子のうち蘇我氏の血を引かず欽明の死後まで生存したのは、詔語田淳中倉太珠敷王子(後の敏達)であった。敏達が即位した事情は、欽明の死去時に蘇我氏所生の王子が大王家の嫡流になっておらず、敏達が大王家嫡流の立場にあったからである(倉本2015)。敏達は、欽明と蘇我堅塩媛の第四子である額田部王女(後の推古)と婚姻した。非蘇我系の敏達にとって、蘇我氏との融和をはかり権力を確立するためであった。敏達の王子には、額田部王女を母とし蘇我の血を引く竹田王子と、息長氏出身の広姫を母とし蘇我の血を引かない押坂彦人大兄王子がいたが、共に即位せずに亡くなった。

敏達の死後、敏達と同じく欽明の子で、蘇我稲目の娘・堅塩媛を母とする大兄王子が即位した(後の用明)。用明の死後、欽明王子の世代で残った泊瀬部王子(後の崇峻)

が即位したが、さまざまな問題で馬子・前太后や支配者層との関係が悪化して暗殺され、欽明の王子世代の兄弟継承が終わった。しかしその後、欽明の孫世代に継承を降ろすことができず、結局、欽明の王女で、敏達の大后・額田部王女が即位した(推古)。

### ◎舒明の即位事情

推古は、敏達と自身の子である蘇我系の竹田王子と、息長広姫を母とする非蘇我系の押坂彦人大兄王子がともに即位せずに亡くなったので、蘇我系の厩戸王子を次期大王候補とした。しかし結局、推古の治世は36年間も続き、厩戸も即位できぬまま推古より先に死去してしまった。

推古死後の群臣による皇位決定会議で、押坂彦人大兄王子の子・田村王か、聖徳太子の子・山背大兄王かで揉めたが、<sup>19</sup>結局、蘇我の血をひかぬ田村王が即位した(舒明)。舒明は、蝦夷に擁立されて即位はしたものの、非蘇我系の嫡流であった。

### ◎押坂彦人大兄王子－舒明系王統の始祖

このように、欽明以降、蘇我系王統と非蘇我系王統が成立し、その後の大王位継承において両王統の王子女が候補となった。乙巳の変後に、舒明の子だが蘇我氏の血も引く古人大兄が討滅されると、蘇我系王統が滅亡し、6世紀来の大王位継承が非蘇我系王統の全面勝利で決着し、それ以後の大王位継承は非蘇我系王統によって限定されるようになった。非蘇我系王統の優位が確定していく過程で、本来あまり有力な王族でなかった押坂彦人大兄王子(母の広姫が地方豪族で、キサキの母も地方豪族)が、天智・天武の父である舒明の父、天智・天武の母である皇極の祖父であったことから「皇祖」と位置付けられていった(倉本2009)。<sup>20</sup>

## C. 皇極から持統への王統の形成

### ◎皇極・孝徳・天智

舒明の死後、大王候補となる有力王族は、上宮王家の山背大兄王、舒明王子の古人大兄王子(蘇我系)、舒明王子の中大兄王子(非蘇我系嫡流)であったが、結局、舒明の大后であった宝女王が即位した(皇極)。父は押坂彦人大兄王子の子の茅渟王、母は吉備女王であり、非蘇我系王統に属す。祖父も父も即位していないが、前太后としての即位であった。

皇極2年(643)に上宮王家が討滅され、舒明王子の

中で蘇我系王統と非蘇我系王統の争いが鮮明となった。蘇我入鹿は、皇極の次には、舒明王子の中で蘇我系嫡流の古人大兄王子への大王位継承を考えていたが、皇極の在位中に非蘇我系嫡流の中大兄王子を中心とするクーデターによって蘇我入鹿・蝦夷が排除された。しかし、中大兄王子がすぐには即位できなかつたため、皇極の譲位によって同母弟の軽王（孝徳・非蘇我系庶流）が即位した。その後、古人が討滅され、蘇我系王統が滅亡し、以後、大王位継承は非蘇我系王統に限定されるが、その内部での嫡流と庶流の権力抗争が勃発するようになった（倉本2009）。

しかし、中大兄・前大王皇極・間人王女（孝徳太后）・大海人王子らが倭京に移ってしまい、難波宮に取り残された孝徳が白雉5年（654）に死去した後、大王位は嫡流の中大兄王子には継がれず、王家の宗主的地位にあった皇極が世代を遡って重祚した（斉明）。政治的実権は中大兄が握った。斉明4年（658）に孝徳の遺児・有馬王子を抹殺し中大兄が専権を確立したが、斉明は文化的な面で独自性を発揮した。倭は百濟滅亡後に遺民救援軍の派遣を決め、斉明は王族を率いて九州に至ったが、朝倉橘広庭宮で急死し、中大兄が7年間の称制をへて即位した（天智）。

中大兄は白村江の敗戦後の様々な国土防衛策、甲子の宣発令（664）、近江遷都（667）、庚午年籍作成（670）、近江令編纂・施行（668）、官制改変（671）などを実施した。この間、近江遷都後の668年によやく即位したが、天智10年（671）に大海人皇子に後事を託して死去した。天智の大王位継承構想については、天智自身に卑母をもつ大友皇子を即位させる意思があったか否かで諸説あるが、結局、壬申の乱で、大海人が大友と近江朝廷を倒して即位した（天武）。<sup>21</sup>

## ◎ 天 武

天武は壬申の乱の勝利で、非蘇我系皇統の新嫡流となったが、蘇我系王女との婚姻により新王統を創出した。天武は天武10年（681）に草壁皇子を後継者に認定するとともに、国家支配強化のための政治的諸制度やイデオロギー的諸制度の整備に着手した。それらは、草壁への皇位継承が順調に進めば、草壁の治世を飾るはずのものであっただろう。しかし、天武15年（686）に、国政を鸕野皇女・草壁皇子に託して死去した。律令の改訂、史書の編纂、都城の建設などは未完成であった。

## ◎ 持 統

1Cで述べたように、天武の死去に伴い「臨朝称制」を開始した持統は、皇太子草壁の即位を目指したが、草壁が即位できぬまま死去（持統3年689）したため、草壁の子・珂瑠王を後継者に据えようと目論んだ。しかし、珂瑠王はまだ7歳であったから自ら即位し、珂瑠王の成人を待つこととした。その間、自分以外のキサキを母とする天武の皇子で即位の資格を有す者を掣肘し即位を阻止するとともに、天武が手掛けた事業の継承を遂行することにした。天武の長子高市皇子を太政官首班に据え、自らの政治の補佐をさせた。高市皇子の死後の皇嗣決定会議で嫡系父子継承を正当化する葛野王の発言を受けて珂瑠王の立太子と即位を実現した。持統はまだ多く残る天武の皇子達を飛び越えて、次の世代たる珂瑠王（二世王）に草壁の後継者を下すことを強行したが、過去に例が無い強引な企てであった。

## D. 持統の皇位継承構想と皇統意識

### ①. 持統の皇統意識検討の必要性

天武の即位以来、称徳まで、天武を始祖とする天皇が続き、天武系皇統の時代と言われることが多い。しかし、持統は天武后妃であり天武の後継者ではありつつも、持統の立場は天武本人とは微妙に異なる面を持っていた（倉本2009）。天武の皇位継承者として、まずは草壁を、草壁の死後は珂瑠王を、皇位継承のライバルたる天武の皇子達と差別化するには、まず草壁と彼の異母弟たちを差別化せねばならず、持統を軸とした皇統の尊貴性を高める必要があった。

そのために持統は、天智および石川麻呂系蘇我氏の血を引くことを強く意識し<sup>22</sup>、持統が即位することで、天武が残した草壁皇子の弟たちよりも、天智の娘たる持統自身および自分の妹たち（蘇我石川麻呂系）に皇位継承の比重を移し、その皇統が新しい嫡流となって珂瑠王がその中心に立つことを狙った（倉本2009）。

即位後の持統はみずからの王権と皇統が壬申の乱によって成立し、それに自身と草壁が参加したことを官人に再確認させるために、30回もの吉野行幸を実施し、高安城へも行幸した（倉本2009）。<sup>23</sup>蘇我氏のルートである葛城の脇上堤・高宮へ行幸した。斉明との関りで紀伊や多武峯へ行幸した。伊勢への行幸は、壬申の乱に勝利をもたらした伊勢の神への報賽に加えて、持統と草壁の優

越性を官人層や諸皇子に認識させるという高度な政治的判断に基づくという（倉本2009）。

持統10年に高市皇子が没すると、皇嗣決定会議を開催し、天智の皇女と天武との間に生まれた皇子（一世王）への継承を推す意見を押しさ込んで嫡系父子継承を強引に正当化し、翌年に珂瑠王の立太子を強行し、わずか半年後に譲位して即位させた。そして、持統太上天皇と文武天皇の共同統治が成立した。

このような皇統意識から、持統は、草壁の即位を目指し、草壁の死後は文武の即位を強行すべく、天武の他の皇子達との差別化を図り、自身が天智の血を引くことを尊貴性の源として強く意識し、天智及び、天智が追善に尽力した斉明を、自己と文武の皇統の始祖として顕彰に尽力した。

具体的には、天智が発願した近江の志賀山寺（崇福寺）は天武朝から持統朝にかけて造営が進み、文武4年（700）から30年間食封が施入された。天智の勅願寺を庇護しようという持統の意向が効いているのであろう。また、持統が天智と草壁皇子の忌日の齋会、悔過に関わる法会を志賀山寺で始めた可能性がある（櫻井1996）。文武3年（699）には、斉明陵とともに天智陵が修造され、大宝2年（702）には天智の忌日の廃務が決定された。天智が斉明の菩提を弔うために発願したものの、造営が進んでいなかった筑前の観世音寺についても、持統朝から堂塔の造営を本格的に開始した。また、持統4年9月の紀伊行幸、持統7年9月の多武峯行幸は斉明との関連が考えられるという（倉本2009）。斉明は、斉明2年（656）に多武峯の頂上に垣を築いて両槻宮を造り、斉明4年（658）に紀の湯に行幸し、その間に有馬王子の変が起こっている。そういった斉明の事績を偲ぶ意義であろう。このように持統は、様々な手段で、天智および斉明の事績を顕彰し、追善意識を高揚させ、斉明—天智—持統—草壁—珂瑠王と続く皇統の尊貴性・優越性を高めようとした。

また、持統の母方の祖父である蘇我山田石川麻呂の追善にも注力した。<sup>24</sup>文武即位時点では、持統の皇統観と皇位継承構想が前面に押し出されたと推定できる。<sup>25</sup>

持統と文武の共同統治期の政権構造は、持統と藤原不比等およびそれぞれの子孫が皇統と輔政を継承するもので、持統を軸とする皇統は、単なる天武系とも天智系とも異なり、天武系と天智系と石川麻呂系蘇我氏が合体したものであった（倉本2009）。

このように、持統は自己の皇位継承構想の貫徹のために、斉明（皇極）と天智を顕彰した。この三者は、天国排開広庭王子（欽明）の子女のうち蘇我稲目の血を引かない嫡系王子たる詔語田淳中倉太珠敷王子（敏達）に始まり、詔語田淳中倉太珠敷王子—押坂彦人大兄王子—田村王（舒明）—天智と続く王統の出である。吉川真司は、敏達—彦人大兄—舒明という属内婚を重ね蘇我氏と血縁関係を持たない王族に始まる王家を「押坂王家」と呼んだ（吉川2011）。舒明・皇極の王子が天智・天武であり、天智の王女、天武の皇后が持統であるが、持統の皇統意識がおのずと「押坂王家」の全成員に及んでいたとは即断できない。

天智が蘇我氏本宗家を亡ぼし、蘇我石川麻呂を肅清しても、持統は、自分の祖父である石川麻呂が創建した山田寺の造営に注力したように、石川麻呂系であることを尊重した。天武と自分の姉・大田王女の皇子である大津を肅清し、草壁のライバルになり得る他の皇子を抑圧したように、天武の皇子でも容赦はしなかった。

したがって、個別に皇統構成員に対する持統の意識を朔行的に確認しておく必要がある。

## ②舒明の事績の7世紀史への影響

持統が、天智の母たる斉明（皇極）に加えて、天智の父たる舒明も王統の始祖としてその事績を顕彰したであろうか。舒明の事績には、飛鳥での宮の造営、新形式大王陵の創出、百濟大寺・百濟大宮の造営、などがある。それらのその後の7世紀史に与えた影響を見ておく。

### ◎飛鳥での宮の造営の先駆け

舒明は小墾田宮での即位の翌年に「狭義の飛鳥」に宮（飛鳥岡本宮）を設け、代替わり毎に王宮を移動する事を改めて、以後飛鳥に正宮が固定する端緒となったと評価されている（小澤1995）。舒明は蘇我氏の血は引いていないが馬子の娘・法堤郎媛との間に古人大兄王子を設けていたため、蘇我本宗家（蝦夷）の支持を受けていた。舒明が飛鳥に宮を営んだのは、蘇我氏が地盤とする飛鳥に王権が取り込まれたと評価することは可能だろう。<sup>26</sup>ただし、舒明は岡本宮の火災後に、田中宮を経て、飛鳥から離れ、倭王権成立以来の本拠地である磐余の近くに百濟大宮を造営したが、舒明の死により、百濟宮は短命に終わり、その後、王位を継いだ皇極は小墾田宮を経てふたたび飛鳥板蓋宮へ遷った。

飛鳥は蘇我氏の地盤ではあったが、舒明の飛鳥岡本宮

の後、皇極の飛鳥板蓋宮が同地に造営されるに及び、「押坂王家」の宮という意識が芽生えたと評価することも可能だろう。乙巳の変後も斉明が板蓋宮の地に後飛鳥岡本宮を造営し、壬申の乱後に天武が後飛鳥岡本宮に入っているし、中大兄・大海人・草壁が一時的に入った嶋宮、孝徳を難波宮に残して中大兄・皇極・間人王女らが移った飛鳥河辺行宮も有ることから、もはや蘇我氏本拠地内の宮という意識は失われていたであろう。

### ◎新型大王陵の創出

舒明が滑谷岡から改葬された押坂陵<sup>27</sup>は八角形墳で、八角形が当初からの墳形であれば<sup>28</sup>、大王墓の墳形が八角形に変わる端緒となったと評価できる。以後、斉明・天智・天武・文武の陵は八角墳であり、大王陵にふさわしい形態が創出されたと評価できる。高橋照彦は、大王陵の八角墳への変化について、蘇我氏が大王陵に導入した方墳との差別化を図ったものと評価した(高橋2005)。これも「押坂王家」の陵形と認識されていたであろう。

### ◎百済大寺・百済大宮の造営

舒明が蘇我氏の地盤である飛鳥から離れて百済大寺・百済大宮を造営したのは、嵯峨氏の軛を脱して独自の権力基盤を求めようとする意志を背景とするとの評価がある(倉本2009・2015)。これに対して、百済の地は大和川水系を経て飛鳥に入る玄関口に近いので、飛鳥以外に朝廷の拠点を分散させるという積極的意義を認める説もある(東野2017)。

百済大寺・百済大宮ともに短命に終わったが、天武が造営を開始し持統が完成させた藤原京の東西十坊に及ぶ広大な京城は、舒明の百済大寺跡を京城に取り込み、「飛鳥の谷を本格的に開発し、都とした偉大な始祖の事績を顕彰する事業」であったとする説がある(金子2007・2008)。<sup>29</sup>

### ◎持統の舒明顕彰

舒明・皇極が飛鳥の谷全体を宮殿と寺が集中する都に作り替えたことと、天武・持統が藤原京を完成させたことが対応するとし、天武が舒明を偉大なる始祖と認識し、その事績を顕彰すべく、舒明発願の百済大寺跡を京城に取り込んで東西十坊の広大な藤原京を造営したとする説がある(金子2008)。百済大寺自体は短命に終わったが、天武の高市大寺(大官大寺)、文武朝の大官大寺に継承され、筆頭の官大寺であった。

### ○百済大寺と法隆寺－「押坂王家」と「上宮王家」との接点

百済大寺は舒明が建立した大王家最初の勅願寺であり、その遺跡が吉備池廃寺と判明している(奈文研2003b)。百済大寺の伽藍配置が、斑鳩寺焼失後の法隆寺造営で取り入れられることとなったが、その事情および法隆寺造営と王家との関りを検討することで、「押坂王家」と「上宮王家」との接点、天武・持統の舒明に対する意識を知る手掛かりが得られる。

推古大王と厩戸王子が建立したとされる斑鳩寺が天智9年(670)に全焼した後、法隆寺西院伽藍が造営された。その際に、金堂と塔を東西に並列させる伽藍配置(所謂「法隆寺式」)が採られた理由として、かつては、新寺地に奥行きが無く、四天王寺式が実現できなかったからとする説(澤村1979, 大西1982)もあったが、舒明大王発願の百済大寺の伽藍配置が用いられたとみるべきである(東野2011)。では、その事情は何であったのか。

そもそも『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』には、厩戸王子が亡くなる時に熊凝精舎の後事を田村王子に託し、それを受け舒明大王が百済大寺を建てたとある。百済大寺が厩戸王子ゆかりの寺という事になる。百済大寺の造営時に、斑鳩寺から百済大寺に瓦の型が供与されており、山背大兄王の援助があったことが判明している(花谷2003)。したがって、厩戸王子を追善する新しい法隆寺のために、当時最大の寺院であった百済大寺の伽藍配置を取り入れたのは、百済大寺が厩戸王子ゆかりの寺であったことが効いているであろう。

斑鳩寺は、法隆寺金堂薬師像光背に刻まれた縁起<sup>30</sup>では、用明大王のために推古大王と厩戸王子が建立したことになっており、厩戸王子の斑鳩宮に併設して造られた寺である。

斑鳩寺の全焼後から、西院伽藍金堂の造営開始まであまり時間を要しておらず(奈文研2007)、しかも、伽藍配置については百済大寺式を採用していることから、上宮王家衰退後の経済的危機に際して、寺側が薬師像光背銘が語る縁起(用明を発願者とする)<sup>31</sup>を造作して朝廷に働きかけていた可能性がある。

斑鳩寺の全焼後の西院伽藍の造営事情については、二つの考え方がある。

A. 国家による特別の財政的支援はなかったとする説(吉村2002)。奈文研の『法隆寺若草伽藍跡発掘調査報告』

も同様の見解を採り、以下のように述べている。斑鳩寺全焼後ほどなく、まず金堂を建設し始めたが、逼塞した経済状況のため、転用材や不完備な材料で金堂の建設を急ぎ、続いて塔の建設にかかった途中で天武7年(678)の食封停止の影響を受けて工事が中断した。しかしその後、在地氏族の援助で工事が再開し、持統朝から文武朝に五重塔の建造が再開され、中門・回廊も造られて元明朝に完成した。この間、各地域の氏族からの援助を受けたため、西院伽藍の瓦や建築が官大寺と異なる独自性を展開した(林2007)。

B. 官からの相当な援助があり、復興は朝廷の主導の下で行われたとする説(東野2022)。天武7年(678)の食封停止は朝廷の寺院政策の一環で法隆寺だけを対象としたのではなく、法隆寺が百済大寺の伽藍配置を採用しており、天武天皇が繡帳2張(天寿国繡帳か)を寄進し、持統天皇が持統7年(693)に金堂に経台・天蓋・帳を施入し仁王会が執り行われ、持統8年に金光明経を寄進していることから、朝廷との密接な関係が伺われるとしている。<sup>32</sup>

A説が注目する地域氏族の援助は、従来想定されており(岸1988・仁藤1998)、彼らの活動が寺院活動の基盤に有ったことは間違いないが、持統朝において造営が再開された要因については、B説が注目する天武や持統による寄進を考慮すれば、天皇家の支援があった可能性は否定できないであろう。<sup>33</sup>したがって、舒明の子である天武、孫の持統が、厩戸王子・山背大兄王とかかわる斑鳩寺の再建を援助したのは、世代を超えた返礼という事になるだろうか。

このように、天智の母たる斉明(皇極)に加えて、天智の父たる舒明も、王統の始祖として重要視し事績を顕彰したことから、持統の顕彰意識が舒明まで届いていた証左と言えよう。

### ③. 孝徳の顕彰

大化改新後に成立した新政権の諸政策・改革が、その後の律令国家の建設時に、出発点と認識されたことは間違いなからうが、その中核が誰であったのかは即断しがたい。孝徳は、乙巳の変後に皇極が退位して擁立された。新政権の主導権は中大兄が握っており、非蘇我系王統庶流の出で嫡流に婿入りした孝徳の立場は弱かったと評価する説がある。白雉4年(653)に、皇祖母(前大王皇極)・大后間人王女・太子中大兄が飛鳥に去り、孝徳一人が難

波宮に取り残されたこともあり、孝徳の立場は弱く見える。他方で、孝徳の死去後に中大兄が政治的主導権を握るが、それまでの孝徳は、中大兄よりも年長の王族として王族内でそれなりに重んじられ、政治的な意志・力量・能動性を備えていたとする評価(吉川2011)もある。

近年、藤原宮の朝堂院・大極殿院が前期難波宮の朝堂院・内裏前殿区画・内裏後殿区画と設計上の類似性が高いことが判明してきた(中尾1995・2014・廣瀬2020)。<sup>34</sup>これは、前期難波宮で実現したものの、後飛鳥岡本宮・飛鳥浄御原宮では不可能であった広大な朝堂院を復活させるために、前期難波宮中枢部のプランを参照したという現実的事情の結果ではあろうが、孝徳の事績の継承・顕彰という意味もあろう。

### ④. 押坂彦人大兄王子

では、舒明の父、皇極の祖父である押坂彦人大兄王子について、持統の顕彰は彼にまで及んでいたであろうか。押坂彦人大兄王子は、光仁・桓武朝以降に、天智系王統が確立すると、中大兄の父母たる舒明・皇極の双方に繋がる皇祖として、ことさらに重要視されるようになったようである。『延喜諸陵寮式』の墓歴名には、中大兄皇子の皇統を正当化する政治的意図をもった系譜的資料が含まれ(北1996)、押坂彦人大兄王子は、母で敏達の大后・広姫王女、キサキの糠手姫王女、キサキの大俣王女と所生子の茅渟王とともに載っている。押坂彦人大兄の墓は『延喜式』墓歴名では、「成相墓」と呼ばれ、東西15町・南北20町という歴代最大の兆域を有しているが、<sup>35</sup>これも押坂彦人大兄の中大兄系王統の始祖としての過大な評価なしには考え難い事であろう。

しかし、押坂彦人大兄自身は、巨大な部民集団・刑部を維持しつつも即位しておらず、具体的活動も明らかではなく、持統や文武から皇祖として重視された形跡はない。

### E. 藤原宮朝堂院における仮想大嘗宮 - 再び藤原宮の大嘗宮について

藤原宮朝堂院内の大嘗宮の位置について岩永が2010年に提示した仮説(岩永2010)は、検証されず誤りであった。その後2023年に玉田芳英が新たな説を提示した。玉田は、第163・169・174次調査で検出した2群の遺構、すなわち、東西棟建物SB11054・南北棟建物SB11057・東西塀SA11123・南北塀SA11115からなる1群(A期)お

よび、東西棟建物 SB11055・南北棟建物 SB11052・東西塀 SA11065・10985, 南北塀11066からなる1群(B期)が、文武天皇と元明天皇の大嘗宮の可能性があると述べた(玉田2023)。しかし、玉田自身が示したように、これらの遺構は、朝堂院内に施された最終の礎敷とそれに伴う整地土に覆われており「藤原宮造営期」の遺構と報告されている(奈文研2012・2013)。さらに、平城宮で発見された6時期の大嘗宮と建物配置で共通性はなく、層位的所見および建物配置から見て、大嘗宮と見るのは無理があろう。

ここで新たな仮説を提示することとする(図2)。1Bで述べたように、平城宮の元正大嘗宮が、大極殿院南門の南側に、持統皇統3代分の仮想大嘗宮の空間を空けて位置決めされた可能性があるとするれば、同じ原理で文武大嘗宮が位置決めされたと仮定してみよう。

第169次調査区南端は大極殿院南門の南面階段から約85m離れている。大極殿院南門の南面階段の南側に某天皇の仮想大嘗宮北面宮垣を置くと、この間には大嘗宮遺構は存在しないので、文武大嘗宮の北面宮垣があるとしても第169次調査区南端より南に下る。平城宮東区朝堂院の大嘗宮が、正殿を重複させないように、正殿の桁行長である40尺(約11.7m)ずつずらして南下させた原則を適用して、北面宮垣も40尺ずつ南下させるならば、大極殿院南門と第169次調査区南壁との間の空間には、7代分の北面宮垣が収まり、8代目の宮垣は第169次調査区南壁より南に出る。

文武大嘗宮北面宮垣が、第169次調査区南壁以南のどこに存在するかは即断できないが、文武大嘗宮に先立つ何代分を空けて位置決めしたかが問題である。

文武に至る皇統のどこを起点とするかによるが、蘇我氏・物部氏の覇権争い時代の大王で廃仏派寄りであった敏達、蘇我系の用明・崇峻・推古まで遡らせるのは無理がある。敏達の子・忍阪彦人大兄王子は、天智の父・舒明の父、天智の母・皇極の祖父として桓武以降に皇統の祖として重視されるが即位はしていない。したがって、2Dで細かく検討してきたように、天智・天武の父母である舒明・皇極が、7世紀から8世紀に続く皇統の祖と評価でき、文武即位時点で持統・文武によって舒明に始まる王統歴代の顕彰がなされていたことを重視すれば、7代分の仮想大嘗宮の空間を空けて文武大嘗宮が位置決めされたと仮定しても荒唐無稽ではなからう。

すなわち、朝堂院南門の南側に、舒明一皇極一孝徳一斉明天智一天武一持統の7代の仮想大嘗宮の空間が確保されており、その続きとして文武大嘗宮が位置決めされたと考えるのである。その文武大嘗宮は第169次調査区の南側となる。

なお、筆者はかつて、「大嘗宮移動論補説」(岩永2010)を『古代都城の空間操作と荘厳』(岩永2019)に収録した際の「補説」(同書p87)に、文武大嘗宮が第169次調査区の南側となるという考えを、結論のみ予察的に示したことがあった。その際に「他の案としては、藤原宮最初の大嘗宮として朝堂区画の中央に置いた可能性もあろうか」と述べておいた。これは第169次調査区の南隣を調査しても大嘗宮が発見されなかった場合に備えて、次なる仮説を立てておこうと考えたからである。この場合、大嘗宮が第169次調査区から2現場分ほど南側に存在することになるが、大嘗宮の位置決めの際には何らかの意味付けがなされていたであろうということで、一案として「朝堂区画の中央」と述べた。これは、正方形の藤原京の中央に正方形の藤原宮が設けられ、藤原宮の中央に大極殿院南門が置かれていることから、朝堂院の中央にも象徴的意義が付されており、そこに藤原宮最初の大嘗宮を設けることもあり得るか、と考えたのであった。しかし、「朝堂区画の中央」は漠然とした表現であった。朝堂院区画全体の中央とすると、朝堂院南門と大極殿院南門の中間地点は、南北900大尺の半分の距離(450大尺=540小尺)を大極殿院南門の中心から南下した地点であり、今回推定した文武大嘗宮の中心から約40m南方となる。「朝堂区画の中央」ではなく、「朝庭」の中央地点を求めると、大極殿院南門南側柱と第五堂北側柱筋との中間地点は、今回推定した文武大嘗宮の中央とほぼ一致する。したがって、今回推定した場所が文武大嘗宮であれば、文武に先立つ7代分の仮想大嘗宮の空間を確保して大嘗宮の位置を決め、なおかつその場所が「朝庭」の中央にも当たる、という二重の意義を付与できることとなる。

本来であれば、草壁皇子が即位して初代の主となるはずであった藤原京・宮は、彼の早世によって持統が完成させたが、文武は藤原宮で最初の大嘗祭を挙げる天皇となったのであるから、大嘗宮の位置に、持統・文武が属す皇統の尊貴性と、場の象徴的意義が二重に表現されていたと考えたい。

藤原宮朝堂院内の調査は、奈良文化財研究所の諸般の

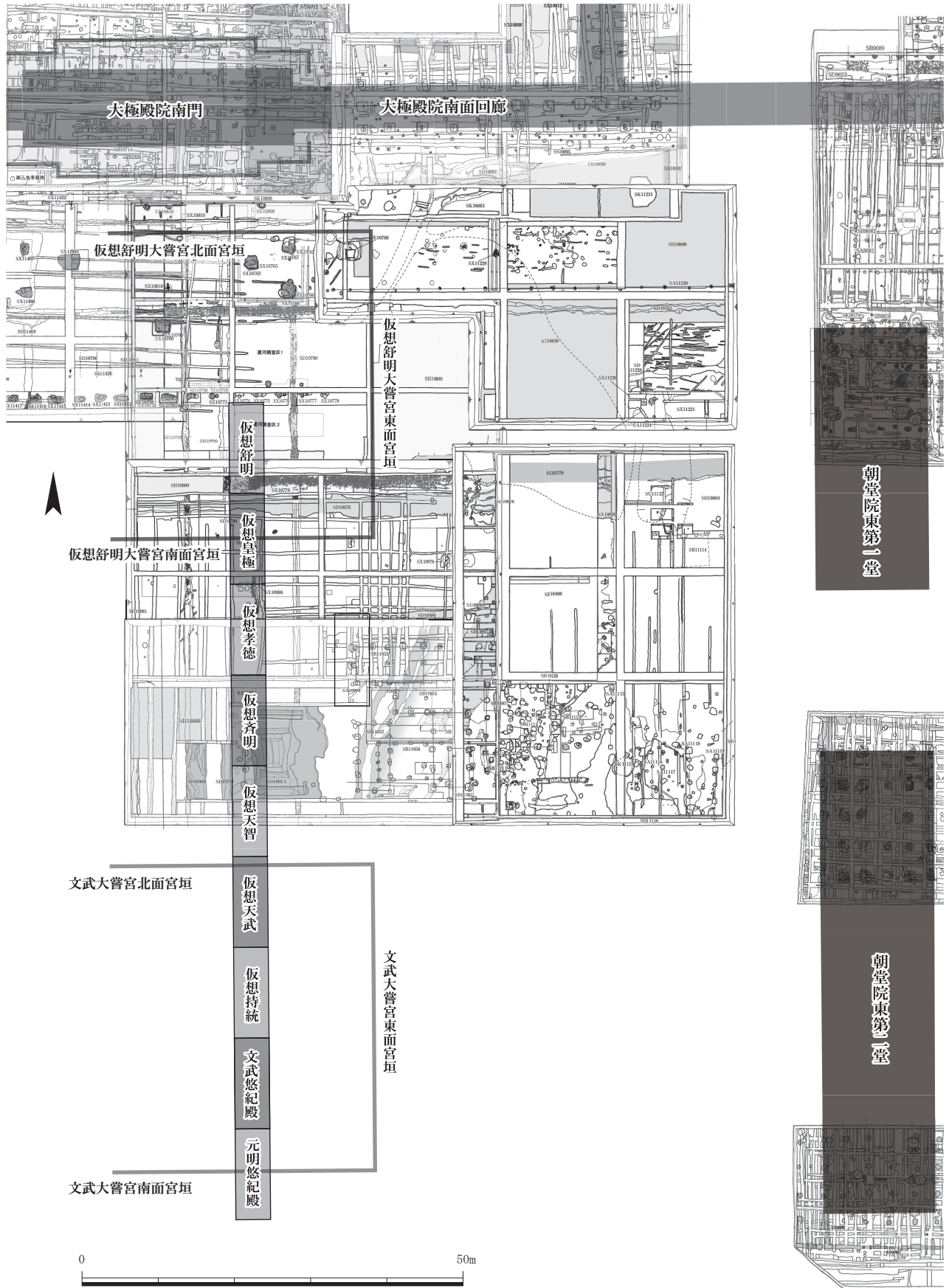


図2 藤原宮朝堂院における大嘗宮の位置決め

事情から、現在中断されているようであるが、本稿で提示した仮説は、第169次調査区の南隣を発掘調査すれば直ちに検証が可能であり、調査の再開を切望するものである。<sup>36</sup>

## 謝辞

本稿を草するに当たり、向井一雄氏・小田裕樹氏には様々なご教示を賜った。末筆ながら、深甚の謝意を表します。(2025年10月1日稿了, 12月23日改稿)

## 注

- 1 大嘗祭の意義、大嘗祭形成の歴史的事情、大嘗祭の成立時期などの問題については、小稿の予備的検討(岩永2025)を参照されたい。
- 2 「朝堂院」の呼称は確実に延暦11年以降の長岡宮期後半に始まるから、奈良時代については単に「朝堂」と呼ぶのが正しい。しかし、広大な朝庭と、宮によって異なるが4・8・12・14(以上)棟の朝堂建物からなる中枢空間全体を指す語が必要であり、個別の朝堂建物と院全体を区別する必要があるので、長岡宮期前半以前についても便宜的に朝堂院の語を用いる。
- 3 桓武は従前の原則を破ってまで、大嘗宮正殿を光仁大嘗宮正殿と大きく重複させた。しかも桓武大嘗宮は細部に至るまで光仁大嘗宮を模倣した節がある。これは、天武系に替わる新王朝樹立の意識を強く持っていた(滝川 1967)とされる桓武が、復活した天智系王統の始祖としての光仁との血統的つながりの具体的表現をきわめて重視したからであろう。なお、細かく見れば桓武大嘗宮正殿は光仁大嘗宮正殿より北に6尺ずれているが、これは施工時のミスの結果であり、外周の宮垣はほぼ同位置であるから、本来は正殿を全く同位置に重複させることを意図したと考えるべきであろう。
- 4 『儀式』から復原される大嘗宮には、宮の北側に5×2間で東西棟の廻立殿が有る。廻立殿は悠紀殿・主基殿に入る前に湯浴みをし、浴槽の中で天の羽衣を着して天上の身分に変身する場であり、かつて折口信夫が、本来は廻立殿こそが天皇の物忌のための御殿であって、そこでなされた復活の行事が、二次的に悠紀殿・主基殿へ移ったと評価したこともあり(折口1930)、どのようにして成立したのかが注目される。  
元正大嘗宮北面宮垣と大極殿院下層南門 SB11210基壇との間の空間には仮説建物がいくつかある。『儀式』によれば廻立殿は桁行5間・梁行2間の東西棟で2間分と3間分を分かち間仕切りがある。しかし、元正大嘗宮の北側の空間に、ちょうどこの規模・構造の東西棟はないので、中軸線を跨ぐ東西棟建物を南から順に見ていく。SB11900は、元正大嘗宮北門のすぐ北側にあり、4間×1間の変則的建物で、柱抜き取り穴から軒丸瓦6225Aが出土しているから元正大嘗宮に伴うものではない。SB11223は、空閑地北半にあり、7間×2間で南北両廂が付く。SB11221は、空閑地北端にあり、9間×2間で、床張り構造である。遺構の重複関係から桓武即位式の後のもので大嘗宮関連遺構と考えられている(奈文研1993)。SB11221に重複した小柱穴群の中から8間×1間ないし8間×2間の建物を推定し、元正大嘗宮・聖武大嘗宮の廻立殿に当てる説もある(上野 1993)。これらの中から、元正大嘗宮に伴う廻立殿を特定するのは難しい。
- 5 上層門 SB11200の基壇中央部の立ち割調査では、下層門 SB11210の南側に朝庭に向かって降る斜面が検出された。
- 6 実際に東区朝堂院に持続大嘗宮が設けられるはずはないが、わざわざそれを収めうる空間を仮想的に確保しておいたと推定できる。以下、仮想的持続大嘗宮を「持続大嘗宮」のように表記する。
- 7 この表現だけ見ると荒唐無稽に感じられるであろうが、東区朝堂院で遺構が検出された聖武・淳仁・光仁・桓武の大嘗宮は、その北側に、先立つ諸天皇の大嘗宮が設けられた空閑地を有しているから、元正大嘗宮北側の空間の意義を同様に類推することは不当ではあるまい。
- 8 草壁・高市亡き後でも天武の皇子は数人いたが、彼らを飛び越えて、皇位を天武の孫世代(二世王)に下ろすのは過去に例が無い強引な企てであり抵抗が強かった。しかし、皇嗣決定会議で参加者の議論が紛糾した中で、葛野王に兄弟相承を否定し嫡系父子継承を正当化する発言をさせて反論を封じ込めた。
- 9 天武—草壁—文武という強引な直系皇位継承でなく、草壁の没後、兄弟間で皇位が継承されていれば、皇女の数が増え、文武のキサキに皇女がいない事態に立ち至らなかつたとする説(吉川2011a)がある。しかし、草壁没後に他の天武皇子が即位していたら、皇統がそちらに移ってしまい、そちらで皇子が生まれず皇女ばかりであった場合に限り、即位もしていない草壁の子に過ぎぬ珂瑠が即位でき、皇女が珂瑠の「皇后」になり得るのであるから、草壁死去時点で草壁の弟たちに皇位を渡す気が無かつた持続には、珂瑠のキサキに皇女を迎えるのは、むしろ避けるべき事態であつただろう。
- 10 日本古代の王后は、夫王が死去した際の後継者指名に発言権が有り、時には自ら皇位に即くこともあつたから、王后は必ず皇族であつた(坂上2011)。推古の即位以来、大王位継承で複数の有力候補がいて紛争を招きそうな場合に前大王の太后が立てられ、推古・皇極は前太后であつた。持続は皇太子草壁を失い、草壁の子・珂瑠王の即位を確実にすべく自ら即位した。文武死去時点では前皇后持続はすでに死去していたが、阿閩は天皇と同等の扱いを受けた草壁親王の妃であり(岸1966)、前皇后に準じるとされた(岸1966b, 坂上2011)。
- 11 首の即位後ではあつたが、藤原宮子の大夫人称号事件で、宮子の称号を「皇太夫人」とすることに成功し、皇族でない宮子が、准皇親としての地位を得ることが可能となつた。この事件について、聖武・藤原氏と長屋王が対立したのか協調したのかについては、真反対の評価があるが、ここでは深入りしない。
- 12 氷高皇女が文武死去時に即位しなかつた事情は何か。氷高

はその時点で28歳になっており、ずっと独身であった。病弱な珂瑠皇子が即位後も長寿でなかった場合に備え、将来生まれてくる跡継ぎの後盾として即位させるべく、氷高皇女が確保されており、一種の皇太子の立場であったので独身を要求されたとする説がある(松尾1996)。そうであったとしても、文武死去時点で氷高が即位しなかったのは、反対が強かった(東野1998)、文武朝に進行中であった大事業を不比等と共に遂行するには氷高では無理があった(渡辺2001)などの説があるほか、それ以前の女性天皇は前天皇の皇后、またはそれに準じる者のキサキであったから(岸1966b)、天皇の姉ではあっても皇后でも皇太子妃でもなかった氷高は即位の要件を満たしていなかったとも考えられる。その条件は氷高の即位時点でも変わらなかったが、元明が直接譲位することで、元正は「文武の後妃の立場」に立たされ、首の養母から「聖武の母」になったとみる説(東野1998)がある。

- 13 長屋王と藤原不比等との関係は決して悪くはなく、首皇子の即位を目指す不比等を中心とする貴族勢力とそれを阻止しようとする長屋王を中心とする勢力との対立、という図式は一面的であるとする説(渡辺2001)もあるが、長屋王本人の意思と反藤原氏勢力の思惑・動向とは区別する必要がある。
- 14 長屋王が肅清された理由については、県犬養広刀自が生んだ安積親王の立太子・即位を阻止するため、藤原安宿媛を皇后にして王権中枢部に送り込むという計画が練られ、その最大の障害となる長屋王を除くためとみるのが通説だが(岸1966a・b, 吉川2011)、長屋王が擁した蘇我系皇族腹・蘇我氏腹の皇親を除滅するためとする説があり(倉本1998)、その場合でも長屋王家殲滅が光明立后を可能にしたことは認められている。長屋王を叙しし議政官の一員として即位の可能性を否定する代わりに親王待遇が可能になったので(渡辺2001)、長屋王家殲滅のターゲットは、長屋王ではなく、長屋王と吉備内親王の子である膳夫王とする説もある(寺崎1999, 渡辺2001)。元明が譲位の7か月前の霊龜元年(715)に、吉備内親王の子を皇孫扱いとするよう勅を出しており、首皇太子(714年に立太子)の後継候補として長屋王の子供を視野に入れていた可能性があることから、聖武よりも天皇家の血筋としては純粋な膳夫王の除去が、単に藤原氏の陰謀でなく、皇統内部の血筋争いの様相を帯び、聖武も深く関わっていた(寺崎1999)。727年に生まれてすぐ立太子させた聖武の男子の急死により、聖武の後継者として、膳夫王が聖武と藤原氏にとって最も危険な存在になったという(寺崎1999)。

長屋王の「左道」については諸説あるが、長屋王願経の神亀経跋文にみられる道教的な世界観とする説(新川1986)に従いたい。高市皇子・御名部皇女である「登仙二尊神霊」を頂点として百霊を従える秩序世界(その後継者が長屋王)が、開闢以来聖武に至る歴代天皇の皇統秩序を護り導き規定する、という世界観・認識が「左道」とみなされたという。しかし、長屋王の変の後には、開闢以来の天皇が霊秩序を構成するという霊の新秩序が成立し、先帝を霊として秩序付けることが始まり、それが国家を護るといふ認識が成立する(天平13年、国分寺建立勅)。国家を加護するとみなされ霊秩序に含まれる天皇らは、天平感宝元年(749)の聖武天皇施入勅願文では

「七廟尊霊」とあり、その後さらに限定され独占化の道を歩んでいくという(新川1986)。「七廟尊霊」は天平勝宝7歳(755)の山陵などへの奉幣対象から、天智・天武・持統・文武・元明・元正の各天皇と草壁皇子と推定され、まず天智天皇と天武系ないし草壁皇子系の皇統が霊の秩序化を遂げたものと評価されている。

- 15 2010年7月の記者発表(奈文研2010b)では、大嘗宮の北半分が発見されたことになっていたが、発見された「遺構」の「宮垣」「中籬」「中垣」「北門」「小門」「膳屋」の配置は元正大嘗宮とは微妙に異なっていた。位置も筆者が推定した位置から、北面宮垣は1.5mほど北、東面宮垣は3mほど西、膳屋は西に3m、南に1mほどずれていた。筆者は、これを受けて「大嘗宮」の設計や位置決めの方法などを検討し直さなければと考えたものだった。しかし結局、これらの「遺構」がすべて「幻」であり実在しなかったことが判明したことから、再検討は不要となった。
- 16 かつて、「藤原調査部」が長らく手を付けていなかった朝庭部の調査に踏み切ったことを「英断」と書いたが(岩永2010)、第163次で懲りてしまったのか、慎重になったのか、第169次・174次より南に調査を進めることは当面なさそうだ、と聞いている。きわめて残念な事である。
- 17 以下は、「文武大嘗宮論のための予備的検討」(岩永2025)の「2. 文武即位に至る王統の形成とその後」から纏めたものである。倉本一宏の研究(倉本2009・2015)に拠る所が多い。
- 18 前者が蘇我氏と血縁関係を持たない王家の成立であり、吉川真司は「押坂王家」と呼んだ(吉川2011)。
- 19 推古は「遺詔」で舒明を指名したと解せるが、それは、舒明が宝女王との間に葛城王、蘇我法堤郎媛との間に古人大兄王を儲けており、非蘇我系・蘇我系のどちらに転んでも次世代に王統を残せるという優位性によるとする説がある(倉本2009)。
- 20 押坂彦人大兄王子は、特に光仁・桓武朝以降に、天智系王統が確立すると、皇祖としてさらに重視されたようである。『延喜諸陵寮式』の墓歴名には、中大兄皇子の皇統を正当化する政治的意図をもった系譜的資料が含まれ(北1996)、押坂彦人大兄王子は、母である敏達太后・広姫王女、キサキの糠手姫王女、キサキの大俣王女と所生子の茅淳王とともに載っている。中大兄の父母たる舒明・皇極双方に繋がり(押坂彦人大兄の子が舒明、孫が皇極)、光仁一桓武以降の皇統の始祖として、ことさらに重要視されるようになったのであろう。
- 押坂彦人大兄の墓は『延喜式』墓歴名では、「成相墓」と呼ばれ、東西15町・南北20町という歴代最大の兆域を有しているが、これも押坂彦人大兄の中大兄系王統の始祖としての過大な評価なしには考え難い事であろう。なお、押坂彦人大兄王子は蘇我系の小墾田王女・桜井弓張王女もキサキにしたが後継者は儲けていない。
- 21 天智が友友皇子に大王位を継承しようと考えていたとするのが通説であるが、倉本一宏は異論を唱える(倉本2009)。倉本は、天智が死去直前に大海人皇子に即位を要請していたことから、まず大海人を中継ぎとして即位させ、その後大友の子である葛野王を即位させ、大友に後見させることを大海

人に要請したと推定する。この場合、大海人が即位後に後継者として葛野王でなく大津王や草壁王を選んでも、天智としては不本意ではなかったと解す。ただし、鷗野王女は、卑母の生まれである大友皇子を排除し、葛野王や大津王の即位を阻止し、大海人王子を中継ぎとして、確実に草壁王に大王位を継承させるべく、壬申の乱の前後に「陰謀」を企んだとする。

22 天武の皇子のうち、母（天武のキサキ）が天智の皇女であるだけでは、新田部皇女（母は阿倍橘娘）を母とする舎人皇子、大江皇女（母は忍海色夫古娘）を母とする長皇子・弓削皇子と、鷗野皇女を母とする草壁皇子を差別化できない。天智の血だけでなく蘇我石川麻呂の血を引くことを尊貴性の条件とすることで、草壁皇子と珂瑠王（母の阿陪皇女は持統の異母妹）を新皇統の嫡流化しようとした。

23 高安城への行幸は天智・天武・持統・元明によって行われており、他の城への行幸がまったく無かったことと差が際立つ。仁藤敦史は大宝令以前における畿内の広域行政単位の存在を想定し、高安城は、「畿内」を「国見」する適地、全国を「国見」による抽象化する適地であり、国見によって支配階級の国家支配を確認・強化したとする（仁藤2014）。諸天皇の高安行幸を畿内支配の確認としての国見と解しているが、天智以降奈良時代末に至る全天皇が行ったわけではないことから、個々の天皇固有の事情も考慮するべきであろう。

天智8年（669）の行幸は、高句麗が滅亡し唐の倭への侵攻危機が高まった時期であるから、軍事機能の確認と改修の検討のためであり、天武4年（675）の行幸は、唐・新羅戦争の進行中であり、壬申の乱で近江軍逃亡後に大海人軍が入ったという経緯もあり、軍事的機能の確認という意味があったのであろう。持統3年（689）の高安城への行幸は、草壁が死去し、30回も繰り返すようになる吉野行幸を始めた年であるから、壬申の乱に自身と草壁が参加したことを官人に再確認させるため（倉本2009）がであろうが、そればかりでなく、天智の事績の顕彰という意味があろう。文武朝には高安城は2回修理された。これは新羅との関係の緊張を背景とし、大野・基肆・鞠智・三野・稻積の諸城の修築と並行し、大宰総領制の整備（仁藤2019）と連動する可能性があるが、高安城は大宝元年（701）にはいったん廃城されている。元明の高安城行幸（和銅5年（712））は廃城後であるが、その頃に再度倉庫群が造営されたようである。元明の即位に際して、まず天智が定めた「不改常典」を持ち出して文武の即位を正統化し、その文武の遺志に基づくものとして自己の即位を正統化した経緯があった。また和銅6年（713）には首皇子の立太子・即位を確実にするために、首皇子の異母兄弟である広成王・広世王の兄弟が臣籍降下される事件もあり（角田1985）、皇位継承を巡って政情不安の中での行幸であった。皇統の正統性の顕示のため、元明・持統の父でもある天智の事績を顕彰するという意味合いが強かったのであろう。

なお、高安城の城域については長らく諸説が入り乱れていたが、古代山城研究会によって地形可視化技術を用いた詳細な外郭線想定図が発表された（古代山城研究会2025）。また、元明の行幸時の宿泊施設らしき遺構が平群町の三ッ池遺跡で発見されている（村社2008）。

24 造営が中断していた山田寺の造営の再開に注力した。持統の母である遠智娘の妹である姪郎の娘・阿陪皇女は草壁皇子の妃であったから、遠智娘・姪郎の父である石川麻呂は尊重すべき人物であった。

25 慶雲4年（707）の元明天皇即位詔に、持統が文武に皇位を授けて太上天皇として共同統治する根拠として、天智天皇の「不改常典」が持ち出されている。天智の言動が皇位継承の根拠とみなされており、持統の認識が伺われる。

「不改常典」については諸説を纏めたことがあるが（岩永2009）、一般的皇位継承規則や律令法などではなく、「不改常典」が登場した時点での政治的事情に深く規定された意味が付与されていたと考える。元明即位宣命・聖武即位宣命・聖武讓位宣命では、文武即位の正当性を、天武の血を引くことではなく、持統（母系）を介して天智の血も引くことに求めるべく、天智が定めたものとして「不改常典」を持ち出し、その文武の要請として元明の即位を正当化し、文武の皇統として聖武の即位を正当化し、孝謙の即位を正当化するという、反対勢力を抑え込むための理屈であった。しかし、桓武即位宣命の場合には、母が渡来系の卑姓であり、聖武の血を引く他戸を排除して立太子するなど暗い影を持ち、権威とカリスマに欠ける自己の即位の正当性を、母系を介さずストレートに父系で天智の血を引くことに求めるのが好都合であったであろう。かつて「不改常典」を持ち出した勢力からすれば「意図せざる結果」となったのである。

26 飛鳥への宮の造営を、蘇我氏との関りでなく、広闊で東西交通に至便な磐余から、天然の羅城に囲まれた狭隘な飛鳥への移動を、東アジアの動乱（隋の中国統一と高句麗遠征開始）に対する緊急避難と捉える説がある（金子2008）。倉本一宏は、蝦夷や入鹿が甘檜丘や畝傍山東山麓の防備を固めたことを、「蘇我氏の専横」ではなく、国防力強化政策で為政者として当然の措置、激動の東アジア国際情勢への対応と評価しており、金子の説に近い。ただし、入鹿が目指したのは、高句麗と同じく権臣個人が傀儡王を立てて独裁権力を振るうという権力集中の方式であり、激動の東アジア国際情勢に対処するには最も効率的な方式に見えたが、その方式が支配者層内部で広範な支持を得られるような性格のものではなく、蘇我氏内部でも本宗家と反本宗家の分裂をもたらした、とも述べている（倉本2015）。したがって、飛鳥への宮の囲い込みや飛鳥の防衛力強化が、国際情勢への対応策というより、蘇我本宗家の拠点防衛という性格の方が強いと評価することも可能であろう。

27 舒明は初葬時に滑谷岡に葬られたが、翌年に押坂陵（段ノ塚古墳）に改葬された。死没時点で押坂陵が未完成で、滑谷岡は仮埋葬であったのかもしれないが、押坂は舒明の父、皇極の祖父である押坂彦人大兄王子が住んだ押坂宮の所在地であり、「押坂王家」の根拠地であるから、押坂陵への改葬は、皇極が王統の故地を意識して行った事であろう。段ノ塚古墳には舒明の母・糠出姫王女が追葬された可能性があるが、糠出姫王女は天智3年（664）に死去したので、追葬は中大兄の判断による可能性がある。

28 舒明陵が当初から八角形であったか疑問な点もある。天武

陵と文武陵が当初から八角形であったことはほぼ確実であろう。しかし斉明陵と天智陵については、文武3年(699)に大規模な修造がなされ、その際に八角形に改造された可能性があり得ることから、舒明陵も二次的に八角に改造された可能性が出てくる。その場合には、舒明から同一王統という意識から、舒明・斉明・天智陵が八角形に揃えられたと解釈もできる。斉明陵が大改造された可能性を考える根拠は、牽牛子塚古墳の削り抜き式石櫛が、外面を漆喰で塗り固め、その周囲を硬質石材切石の擁壁で囲むという特異な構造を有しており、これが石郭の割れによる崩壊を防ぐための二次的な補強工事の結果であれば、現在みられる八角形の墳形も二次的に整えられたことになるからである。残念ながら発掘調査時に墳丘の断ち割り調査によって改修の有無が確認されていないが、切石擁壁が改修時の物であれば、当初の墳丘盛り土はいったんほとんど除去されたであろうから、立ち割りしても改修の有無は判明しなかったかもしれない。

- 29 金子は、藤原京の建設で天武(+持統)が舒明(+皇極)を顕彰したと捉えており、平安京に至る古代都城の建設は「舒明天皇を始祖とする王朝」が深く関わったと主張するが、そこに光仁・桓武の天智系も含めており(金子2007)、皇統の天武系から天智系への交代は曖昧に扱われている。金子は都城建設の原理を、藤原京：舒明の事績顕彰、平城京：天武・持統直系という血統論理、平安京：辛酉革命説とするが、皇統継承の正統化論理と遷都の正統化論理とが混濁していると思われる。

金子の「舒明王朝」は吉川真司が提唱した「押坂王家」(吉川2011)に近いが若干異なる。「押坂王家」は、敏達一彦人大兄一舒明という族内婚を重ね蘇我氏と血縁関係を持たない王族に始まる王家を指し、皇極・孝徳・天智・天武・持統といった大王・天皇が属すとされるが、光仁・桓武は含まないであろう。なお、当初蘇我氏との血縁関係がなかった「押坂王家」にも持統・文武・元明・元正・聖武・孝謙には蘇我氏の血が入り、王族内での尊貴性の獲得に蘇我氏との血縁関係が有効との認識が律令制の時代に残ったが、藤原氏との血縁関係に切り替えられていった(倉本2017)。金子の「舒明王朝」論では天武・持統は一体的に捉えられており、倉本が注目したような天武と持統の立場の微妙な相違(倉本2009)は考慮されていない。

- 30 薬師像光背の銘文については、私寺として創立された寺が、壇越の滅亡などの危機によって経済的基盤を失ったのを契機として、新たな縁起などを創作し、王室や国家との結び付けを強めたとする説がある(大西1982)。同様の例は飛鳥寺・山田寺にある。飛鳥寺は、乙巳の変で蘇我本宗家が滅び支持者・経済的基盤を失ったため、大王を発願者とする新たな縁起を造作し、天武9年(680)に国の大寺になった(大西1982)。
- 31 薬師像光背銘には、「池辺大宮治天下天皇」(用明)が用明元年(586)に発願し、「小治田大宮治天下大王天皇」(推古)と「東宮聖王」(厩戸王子)が、用明の遺命を拝して寺と薬師像を推古15年(607)年に完成させた、と記されている。林正憲は、薬師如来像を、光背銘どおりの推古15年(607)の像で、若草伽藍金堂の旧像とし、光背銘にそのまま依拠して、

若草伽藍金堂が607～610年の完成とする。しかし薬師像については、仏像の様式論上から、法隆寺金堂釈迦三尊像(推古31年(623)造)より後出し、7世紀後半以降とするのがほぼ定説となっており、法隆寺の再興に際して、寺の由緒を示す意味で新造された擬古作とみられる(東野2022)。斑鳩寺時代の像ではないから、この像を金堂の完成年代の根拠にはできない。

光背銘についても、造像銘ではなく、あとから遡って書かれた縁起文であり(東野2013)、天武朝以降に坂田寺縁起を粉本として作り出されたとする説(福山1935)、寺への経済的援助を王室に求め、私寺から官寺の性格の寺への転換を目指すために、用明を発願者とする斑鳩寺草創の縁起を造作したものとする説(大西1982)、などがあり、内容をそのまま史実と即断はできない。

- 32 東野もかつては「天武朝焼失後の法隆寺は、7世紀後半、政府や中央貴族の力によるよりも、主として平群郡一帯を根拠地とする中小の豪族に支持されて、法燈を守っていた」、「天皇などからの奉納物があっても、それらは公的な仏事を行う諸寺院の一つとして寄進を受けたものに過ぎない」と述べていた(東野2011a)。説が変わったのは、百済大寺跡(吉備池廃寺遺跡)が発見され、厩戸王子と田村王子との関係、斑鳩寺と百済大寺、百済大寺と法隆寺との関係が明らかになったからと思われる(東野2005・2011b)。
- 33 B説では、金堂に規格材が使用されたのは、復興事業が財政的に苦しいなかで進められたからではなく、国家の主要な法会の実施のため急いで金堂だけでも完成させる必要があったからであり、西院伽藍が白鳳時代の寺院でありながら、川原寺や薬師寺のような白鳳寺院と異なり、仏像や建築様式に中国南北朝時代の様式が基本になっているのは、法隆寺が聖徳太子を記念する寺院として、できる限り太子在世時の状況を再現する擬古の精神を基本理念としていた、と説明される(東野2022)。A説が、法隆寺の建築や瓦が官大寺と異なる独自性を展開したのは、地域氏族の援助を受けたからと考えているのに対し、B説では、法隆寺復興の理念ゆえと解している。なお、B説では太子信仰の進展と王室の後援は光明皇后の施入以降とみている。
- 34 前期難波宮については、1990年代の発掘調査の進展に伴い孝徳朝の難波長柄豊碕宮に当たる説が有力になっていったが、近年、難波長柄豊碕宮ではなく天智朝に降るとする説(白石2012)、天武朝の造営と見る説(湊2013)、難波長柄豊碕宮ではあるが中枢部の造営年代の下限を天武朝まで下げる説(若杉2018、田中2020、重見2015)が再び唱えられるようになってきた。さらに最近、藤原宮大極殿院の規模・構造・造営設計が、前期難波宮の内裏前殿区画・内裏後殿区画と極めて類似性が高く連続性が辿れることが明確化してきたことから、前期難波宮の造営年代を藤原宮に近づけて考える論の根拠とされる趨勢にある。もっとも中尾芳治は、前期難波宮＝難波長柄豊碕宮説の立場から、天武朝まで存続していた難波長柄豊碕宮の規模・構造を参照して「新城」の宮室の造営が進められたとする(中尾2014)。私は、ここでは深入りは避けるが、前期難波宮＝難波長柄豊碕宮説を支持したい。佐藤隆は、

内裏前殿の建造が天武朝まで遅れるとする重見説(重見2015)を否定し、前期難波宮の造営とその後の殿舎の建替え時期について、650年前後あるいは650年代からの造営が行われ、それが660年代まで続くなかで一部の建替えが行われたとする(佐藤2022)。

- 35 新納泉は、蘇我氏による政敵の排除が最も激しかった6世紀末から7世紀初頭に没し、たいして活躍もしていない押坂彦人大兄が、「天皇陵をはるかにしのぐ規模の兆域をもつ古墳を築造した」ことを疑問とする(新納2009)。しかし、押坂彦人大兄墓が巨大な兆域を有すことと、押坂彦人大兄の実際の政治力はそもそも別個の問題である。中大兄の執政期に成立し中大兄の皇統を正当化するために作られた系譜的資料が、桓武朝に再発見され墓歴名に利用されたが(北 1996)、その中で中大兄の父・母双方の祖である押坂彦人大兄が「皇祖」として特に評価され、成相墓(15町×20町)は、天智の山科陵(14町×14町)とともに天武の檜前大内陵(5×4町)などを遙かに凌ぐ広大な兆域が設けられたと考えられる。それはあくまで桓武朝以降の評価である。
- 36 私が在職中(1981~2000年)、奈良国立文化財研究所(当時)の内部において、藤原宮・平城宮について、これ以上の発掘調査を行っても新たな知見はたいして出てこないと言いつ見解が、最高幹部によって語られるのを聞いたことがあった。しかしそれがまったく誤りであったことは、その後の藤原宮・平城宮の調査成果自体が示している(渡辺2025)。それにもかかわらず、藤原宮・平城宮の発掘調査は、近年、調査体制・規模・予算ともに顕著に圧縮されており危機的状況にあると聞いた。また、発掘調査・研究成果の正式報告書(奈文研内部の呼称は『学報』)の刊行も滞っているようである。たとえば、5天皇の大嘗宮が発見された平城宮東区朝堂院は、学報の刊行が可能な範囲(朝堂院の東半分)の調査が終了しているにもかかわらず、四半世紀の間刊行されないままとなっている(その事情は知らない)。「学報」は年度報告を合体すれば自動的にできるようなものではなく、高度な研究成果を伴わねばならないであろう。古代都城の調査・研究の成果は、日本における国家の形成過程の解明、およびその後の歴史の展開の理解にとって不可欠であり、単に専門家のための物ではなく、我々国民の財産となるべきものであろう。奈文研が国民の税金使って都城遺跡を調査・研究する学問的意義・社会的意義について、研究所内で深く認識・自覚した上で、社会に強力に発信し広く理解を得たうえで、高度な研究をたゆまなく遂行し続けて頂きたいものである。

## 参考文献

- 池 浩三1983『家屋文鏡の世界』相模書房  
 岩永省三2006a「大嘗宮移動論—幻想の議政官合議制—」『九州大学総合研究博物館研究報告』4  
 岩永省三2006b「大嘗宮の付属施設」『喜谷美宣先生古希記念論集』  
 岩永省三2009「老司式・鴻臚館式軒瓦出現の背景」『九州大学総合研究博物館研究報告』7

- 岩永省三2010「大嘗宮移動論補説」『坪井清足先生卒寿記念論文集』下巻、坪井清足先生の卒寿をお祝いする会  
 岩永省三2019『古代都城の空間操作と荘厳』すいれん舎  
 岩永省三2025「文武大嘗宮論のための予備的検討」『九州大学総合研究博物館研究報告』22  
 上野邦一1993「平城宮の大嘗宮再考」『建築史学』20  
 大隅清陽2001「君臣儀礼と秩序」『日本の歴史第08巻 古代天皇制を考える』講談社  
 大西修也1982「再建法隆寺と近藤薬師如来坐像」『名宝日本の美術 第2巻 法隆寺』小学館  
 小澤 毅1995「小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮—七世紀の飛鳥地域における宮都空間の形成—」『文化財論叢Ⅱ』奈良国立文化財研究所  
 折口信夫1930「大嘗祭の本義」『古代研究・民俗学篇二』(『折口信夫全集』3, 中央公論社, 1966に再録)  
 金子裕之2007「飛鳥・藤原京と平城京—七・八世紀の都と舒明王朝—」『奈良女子大学21世紀 COE プログラム報告集 Vol. 16 都城制研究(1)』  
 金子裕之2008「記紀と古代都城の発掘—舒明王朝論からみた古事記・日本書紀—」『日本史の方法』Ⅶ, 日本史の方法研究会  
 岸 俊男1966a「元明太上天皇の崩御—八世紀における皇権の所在—」『日本古代政治史の研究』塙書房  
 岸 俊男1966b「光明立後の史的意義—古代における皇后の地位—」『日本古代政治史研究』塙書房  
 岸 俊男1988「山部連と斑鳩の地」『日本古代文物の研究』塙書房  
 北 康宏1996「律令国家陵墓制度の基礎的研究—『延喜諸陵令式』の分析からみた—」『史林』第79巻第4号  
 倉本一宏1998『奈良朝の政変劇 皇親たちの悲劇』吉川弘文館  
 倉本一宏2009『持統女帝と皇位継承』吉川弘文館  
 倉本一宏2015『蘇我氏—古代豪族の興亡』中央公論新社  
 古代山城研究会2025『ここまでわかった高安城—高安城外郭線の検討—』  
 坂上康俊2011『シリーズ日本古代史④ 平城京の時代』岩波書店  
 櫻井信也1996「志賀山寺の「官寺」化と仏寺法会」『日本書紀研究』第二十冊, 塙書房  
 佐藤 隆2022「前期難波宮造営過程の再検討—飛鳥宮跡との比較を中心に—」『大阪歴史博物館研究紀要』第20号  
 澤村 仁1979「白鳳・天平の寺院建立」『日本古美術全集』第3巻, 集英社  
 重見 泰2015「後飛鳥岡本宮の構造と飛鳥浄御原宮の成立」『ヒストリア』第249号  
 白石太一郎2012「前期難波宮整地層の土器の暦年代をめぐって」『大阪府立近つ飛鳥博物館館報』16  
 新川登亀男1986「奈良時代の道鏡と仏教—長屋王の世界観—」『論集日本仏教史 第二巻 奈良時代』雄山閣  
 関野 克1939「貞観儀式大嘗宮の研究上・下」『建築史』1—1—2  
 高橋照彦2005「欽明陵と檜前陵—大王陵最後の前方後円墳—」『待兼山考古学論集—都出比呂志先生退任記念—』大阪大学考古学友の会  
 滝川政次郎1967「革命思想と長岡遷都」『法制史論叢第二冊 京

- 制並に都城制の研究』角川書店
- 田中清美2020「水利施設および第7層出土土器からみた前期難波宮の造営年代」『難波宮と古代都城』同成社
- 玉田芳英2023「藤原宮造営に関する覚書」『文化財論叢V』奈文研
- 角田文衛1985「首皇子の立太子」『律令国家の展開』（『角田文衛著作集』三）法蔵館
- 寺崎保広1999『長屋王』吉川弘文館
- 東野治之1998「元正天皇と赤漆文櫨木厨子」『橿原考古学研究所論集』第13
- 東野治之2005「太子信仰の系譜」『日本古代史科学』岩波書店
- 東野治之2011a「初期の太子信仰と上宮王院」『大和古寺の研究』塙書房
- 東野治之2011b「ほんとうの聖徳太子」『大和古寺の研究』塙書房
- 東野治之2013「法隆寺金堂薬師像の光背銘と天寿国繍帳の銘文」『橿原考古学研究所論集』第16, 八木書店
- 東野治之2017『聖徳太子 ほんとうの姿を求めて』岩波書店
- 東野治之2022「斑鳩の寺院と仏教文化」『新修 斑鳩町史』上巻
- 中尾芳治1995「前期難波宮の系譜」『難波宮の研究』吉川弘文館
- 中尾芳治2014「難波宮から藤原宮へー日本古代宮都の成立過程をめぐってー」『難波宮と都城制』吉川弘文館
- 奈良国立文化財研究所1985「第二次朝堂院地区の調査 第161・163次」『昭和59年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所1986「推定第二次朝堂院朝庭地区の調査 第169次」『昭和60年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所1987「推定第二次朝堂院地区の調査 第173次」『昭和61年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈良国立文化財研究所1993『平城宮発掘調査報告XIV』
- 奈良文化財研究所2001「朝堂院の調査ー107次」『奈良文化財研究所紀要2001』
- 奈良文化財研究所2003a「朝堂院東第二堂・東面回廊の調査ー120次」『奈良文化財研究所紀要2003』
- 奈良文化財研究所2003b「吉備池廃寺発掘調査報告ー百済大寺跡の調査ー」
- 奈良文化財研究所2004「朝堂院東第二堂・東門・東面回廊の調査ー125次」『奈良文化財研究所紀要2004』
- 奈良文化財研究所2005「中央区朝堂院の調査ー第367・376次調査」『奈良文化財研究所紀要2005』
- 奈良文化財研究所2007『法隆寺若草伽藍跡発掘調査報告』
- 奈良文化財研究所2009「朝堂院の調査ー第153次」『奈良文化財研究所紀要2009』
- 奈良文化財研究所2010a「朝堂院回廊・大極殿院回廊の調査ー第160次」『奈良文化財研究所紀要2010』
- 奈良文化財研究所2010b「藤原宮朝堂院朝庭の調査 飛鳥藤原第163次調査記者発表資料」
- 奈良文化財研究所2011「朝堂院朝庭の調査ー第163次」『奈良文化財研究所紀要2011』
- 奈良文化財研究所2012「朝堂院朝庭の調査ー第169次」『奈良文化財研究所紀要2012』
- 奈良文化財研究所2013「朝堂院朝庭の調査ー第174次」『奈良文化財研究所紀要2013』
- 奈良文化財研究所2014「朝堂院朝庭の調査ー第179次」『奈良文化財研究所紀要2014』
- 奈良文化財研究所2015「藤原宮大極殿院の調査ー第182次」『奈良文化財研究所紀要2015』
- 奈良文化財研究所2016「藤原宮大極殿院の調査ー第186次」『奈良文化財研究所紀要2016』
- 奈良文化財研究所2017「藤原宮朝堂院の調査ー第189次」『奈良文化財研究所紀要2017』
- 新納 泉2009「前方後円墳廃絶期の暦年代」『考古学研究』第56巻第3号
- 仁藤敦史1998「『斑鳩宮』の経済的基盤ー『法隆寺資材帳』よりみたー」『古代王権と都城』吉川弘文館
- 仁藤敦史2014「高安城からみた広域行政区画」『原 秀三郎先生傘寿記念文集』
- 仁藤敦史2019「七世紀後半の国際関係と古代山城」『古代山城の成立と変容』熊本県教育委員会
- 花谷 浩2003「出土瓦をめぐる諸問題」『吉備池廃寺発掘調査報告ー百済大寺跡の調査ー』奈良文化財研究所
- 林 正憲2007「若草伽藍から西院伽藍へー年代論の再整理」『法隆寺若草伽藍跡発掘調査報告』奈良文化財研究所
- 廣瀬 覚2020「前期難波宮内裏前殿区画との比較検討」『奈良文化財研究所紀要2020』奈良文化財研究所
- 福山敏男1935「法隆寺の金石文に関する二三の問題」『夢殿』第十三冊
- 松尾 光1996「元正天皇の即位をめぐって」『高岡市万葉歴史館紀要』6号
- 湊 哲夫2013「前期難波宮跡の成立年代」『立命館大学考古学論集VI』同論集刊行会
- 村社仁史2008「元明天皇の高安城行幸 平群町・三ッ池遺跡の調査成果より」『河内どんこう』86号, やお文化協会
- 吉川真司2011a『天皇の歴史02巻 聖武天皇と仏都平城京』講談社
- 吉川真司2011b『シリーズ日本古代史③飛鳥の都』岩波書店
- 吉村武彦2002『聖徳太子』岩波書店
- 若杉智宏2018「坂田寺池 SG100出土の土器群ー坂田寺第1次」『奈良文化財研究所紀要2018』奈良文化財研究所
- 渡辺章宏2001『日本の歴史04 平城京と木簡の世紀』講談社
- 渡辺章宏2025「平城宮・京研究の現在」『歴史評論』901号

挿図出典

- 図1 奈文研1985・1986・1987・1993より転載、一部改変。  
 図2 奈文研2001・2003a・2004・2009・2010a・2011・2012・2013・2014・2015・2017より転載、一部改変。

Received Nov. 17, 2025; accepted Dec. 27, 2025

## A Study on Emperor Monmu's Daijō-kyū

Shozo IWANAGA

The Kyushu University Museum  
Hakozaki 6-10-1, Higashi-ku, Fukuoka, 812-8581, Japan

This paper presents a new hypothesis regarding the location of Emperor Monmu's Daijō-kyū within the State Halls Compound of Fujiwara Palace. It first identifies the principle used to determine the location of Empress Genshō's Daijō-kyū within the Eastern State Halls Compound of Heijō Palace, then applies this principle to the State Halls Compound of Fujiwara Palace. In case of Empress Genshō's Daijō-kyū in Heijō Palace, its location was determined based on the Imperial succession process from Empress Jitō to Empress Genshō. In case of Emperor Monmu's Daijō-kyū in Fujiwara Palace, its location was determined based on the Imperial succession process from Emperor Jomei to Empress Jitō. In both cases, political intentions such as representing the position of newly ascending Emperor/Empress within the royal lineage and the legitimacy of his or her succession can be seen from the determination of the location of Daijō-kyū.

**Key words:** Daijō-kyū, Daijō-sai festivals, Empress Jito, Emperor Monmu, Emperor Jomei